



令和7年5月21日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 吉開(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 大澤(972-2677)

土壌・地下水汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌・地下水汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報 告 者 ニチハ株式会社

2 報 告 日 令和7年5月19日

3 報告の概要

(1) 対 象 地 名 ニチハ株式会社名古屋工場

(2) 所 在 地 名古屋市港区汐止町12番地

(3) 対象地の概要 工場(昭和31年から現在まで)
251,689.78m²(工業地域及び第一種住居地域)



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイト(国土地理院)の地理院地図を一部編集して使用している。

(4) 汚 染 状 況

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※2
土壌溶出量調査	砒素及びその化合物	0.011～0.14 mg/L	1.1～14 倍	0.01 mg/L 以下	16／107
	六価クロム化合物	0.06～0.17 mg/L	1.2～3.4 倍	0.05 mg/L 以下	3／107
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.0006～0.020 mg/L	—	検出されないこと	10／107

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

項目	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	基準	超過地点数／調査地点数
地下水調査	砒素	0.017 mg/L	1.7 倍	0.01 mg/L 以下	1／1

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌・地下水汚染対策を実施するよう指導を行います。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

また、周辺の井戸水の水質調査を行うとともに、念のため、周辺井戸所有者に対して井戸水を飲用しないよう指導します（飲用に使用している水が基準に適合している場合を除く）。

<参考>

① ニチハ株式会社名古屋工場において過去に公表した土壌汚染（令和3年10月20日公表分）

項目	汚染物質	基準超えの最大濃度	基準
土壌溶出量調査	六価クロム化合物	0.16 mg/L	0.05 mg/L 以下

② 基準を超過した物質の毒性について

【六価クロム化合物】

急性毒性：六価クロムの付着や粉じんの吸入による皮膚・気管・肺等の炎症や潰瘍は古くから知られているが、経口的には六価クロム塩を大量摂取すると、嘔吐・下痢・腹痛・尿量減少・肝障害・けいれん・昏睡等を起こし死亡する。

慢性毒性：経口的には肝炎を起こすことが知られている。粉じんの長期吸入による皮膚・呼吸器・肝臓等のさまざまな障害や肺がん、鼻中隔穿孔を起こす。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）はグループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

【^ひ砒素及びその化合物】

急性毒性：70～200 mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

*70 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.14 mg/L）では、水 500 L に、地下水の汚染物質濃度（0.017 mg/L）では、水 4.1 kL に含まれる量になります。

慢性毒性：3～6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）はグループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

【ポリ塩化ビフェニル】

発がん性：国際がん研究機関（IARC）はグループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）